

**北区立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置の考え方**

令和8年3月  
北区教育委員会

## 1 本考え方の趣旨・目的

- 学校において、児童・生徒の教育に直接携わる教員の果たす役割は極めて重要であり、優秀な教員の育成は、公立学校の重要な課題の一つとなっている。
- 一方、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、教員に求められる役割が拡大していることから、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境を整備する働き方改革の推進が、引き続き求められている。
- 北区における教員の働き方改革は、教育振興基本計画に該当する「北区教育ビジョン」の重点事業に位置付けて、主な取組みを明示して対応しているところである。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条における教員の業務量の管理及び健康確保に関する措置に関する計画の策定が義務付けられたことを受け、「北区立学校における働き方改革推進プラン」及び「北区教育ビジョン 2024」に定める取組みを補完することを目的として考え方を整理したものである。
- 本考え方を踏まえつつ、北区教育ビジョン 2024 の取組みをさらに進めることで、教員にとって学校現場をやりがいのある職場にし、教員一人ひとりが「教育先進都市・北区」の最前線を担う教師としての矜持を強く持てるようにすることが、学校教育の質的向上と児童・生徒の健やかな成長に繋がっていくものと考えている。

## 2 北区における教員の働き方改革の経過

### 施策上の位置付け及び経緯

- 平成 29 年（2017 年）11 月に「北区学校働き方検討委員会」を設置
- 平成 31 年（2019 年）3 月に「北区立学校における働き方改革推進プラン」を策定
- 令和 2 年（2020 年）3 月「北区教育ビジョン 2020」における重点事業として「教育先進都市を支える 学校働き方改革」を設定

- 以後、毎年「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告」において、重点事業に関する評価を実施
- 令和6年(2025年)3月「北区教育ビジョン2024」においても引き続き、重点事業として「学校における働き方改革の推進」を設定

### 3 実施する業務量管理・健康確保策について

#### (1) 学校における働き方改革の推進：教育ビジョン2024 重点事業

- タイムレコーダーを活用した勤務管理をはじめ、長時間勤務者等への面接指導、ICT等を活用した事務改善や業務見直し、学校を支える人員体制の充実、部活動の負担軽減、学校法律相談の実施、教員に関わる人事制度等に関する国・東京都に対する働き掛けなどの教員の勤務環境の改善と長時間勤務の解消に資する取組みを推進する。
- 学校の私会計で管理している給食費の会計処理を区に集約する公会計化や、教材費等の学校徴収金の管理業務について、教員の負担軽減に向けた具体的な取組みを検討し、推進を図る。

項目	3分類	R6	R7	R8	R9	R10
計画		推進	⇒	⇒	⇒	⇒
勤務時間の把握・面接指導		推進	⇒	⇒	⇒	⇒
校務支援システムの推進	教員負担軽減	推進	⇒	⇒	⇒	⇒
学力パワーアップ講師・学級支援員の配置	15	推進	⇒	⇒	⇒	⇒
小学校高学年教科担任制の導入、推進	教員負担軽減	実施・検証2校	⇒	推進	⇒	区立小全校導入
ICT支援員の体制拡充	8・15	拡充	推進	⇒	⇒	⇒
教員事務補助員の配置	6・15・17	推進	⇒	⇒	⇒	⇒

部活動指導員、部活動指導補助員の配置	13	推進	⇒	⇒	⇒	⇒
学校法律相談の実施	5・19	推進	⇒	⇒	⇒	⇒
学校給食費等の公会計化等の推進	3	検討	方針決定	推進	⇒	⇒
校務システムのクラウド化	教員負担軽減	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
教務・校務用端末の統合	教員負担軽減	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
教育情報のデジタル化	教員負担軽減	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

## 【参考】学校と教師の業務の3分類

### 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

(2) 目標値の設定 (令和 11 年度末まで)

① 時間外在校等時間に関する目標

- 全ての職層において、1 年間における時間外在校等時間を月平均 30 時間程度にする
- 時間外在校等時間が月平均 45 時間以上の教員数を 0 にする
- 対象者は以下のとおり

正規教員 (再任用含む)、期限付任用教員、産休・育休代替教員、都費事務職員 (再任用含む)、都費栄養職員 (再任用、産休・育休代替職員含む)

【小学校】

	全体		校長		副校長		教員等	
	月平均 (時間)	45 時間以上 月平均(人)						
R04 (2022)	31.28	224.67	27.78	5.25	47.23	17.17	31.05	202.25
R05 (2023)	30.76	218.67	27.39	5.17	48.58	19.08	30.15	194.42
R06 (2024)	27.42	167.50	26.08	3.08	42.77	15.08	26.82	149.33

【中学校】

	全体		校長		副校長		教員等	
	月平均 (時間)	45 時間以上 月平均(人)						
R04 (2022)	29.71	79.83	23.54	1.25	53.96	7.17	29.07	71.42
R05 (2023)	28.81	70.83	19.97	0.08	52.04	7.08	28.25	63.67
R06 (2024)	27.91	65.75	27.26	2.00	51.74	7.00	27.02	56.75

## ② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

令和8年度以降、毎年実施する区立学校教職員に対するアンケート調査において、以下の項目の割合を80%以上にする。

- 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度（満足している教員の割合）
- 授業準備が取れていると感じている教員の割合
- 児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合
- 教員としての仕事そのものについての満足度

## 関連する取組み・今後のフォローアップに関する事項

- 今後については、東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告において、毎年の進捗管理を行い、公表するとともに、総合教育会議においても報告する。
- 引き続き、教育振興基本計画である「北区教育ビジョン」の改定に合わせて、教育職員の業務量の管理及び健康確保策について定める。
- 区立学校においては、学校運営協議会や学校評議員会で、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた本考え方の取組み状況と結果について協議・報告し、更なる改善を図る。